

肉用鶏の衛生水準の向上等に関する検討会（第3回）議事概要

- I 日 時： 令和6年12月10日（火）10：00～12：00
- II 場 所： 農林水産省消費・安全局第1会議室
- III 概 要：

- 事務局より議題に沿って資料を説明し、生産者・食鳥処理事業者を対象とした自主宣言の論点整理、若年層を対象とした情報提供の在り方などを議論。また、熊本県からは、生産者の自主宣言の受け止めとして、より安全性を確保する手法として有用、社会的な発信を通じたブランド力向上に期待などが発言。博報堂からは若年層の参画を促す広報の在り方などが発表。
- 委員より、自主宣言の対象事業者の範囲などの確認があり、事務局からは、当面、生産者・食鳥処理事業者を対象とし、飲食店は店舗数も多く業務形態が多様であることから、飲食店を対象とするかは引き続き検討などを回答。
- 検討の方向性及び今後の進め方については、委員より同意。
- 委員の主な意見については、以下のとおり。
 - ・ 定量的データの収集については、食品安全委員会によるリスク評価を目的としたものであることから、評価に必要なデータが揃うよう、フードチェーン全体で対応することが必要。
 - ・ （熊本県の発表を踏まえ）生産者が、自主宣言をカンピロバクター対策につなげていきたいと考えていることを理解。他方、有効な対策が明確化されていない状況で、自主宣言がカンピロバクター対策などに有効に機能させられるのかが重要。
 - ・ 特に中小零細規模の生産者が自主宣言を活用し、衛生管理の取組の向上につなげ、ブランド力を高められる仕組みとすることが重要。

- ・ 自主宣言の考えは、必ずしも肉用鶏に限ったことではなく、将来的には、その対象を採卵鶏など幅広く含めてはどうか。
- ・ 自主宣言のメリットをどのように考えるのかを整理し、生産者や食鳥処理事業者への理解を図ることが重要。
- ・ 自主宣言の目的はいくつかある。まずは、生産者の有効な対策の共有。有効な消毒薬の選択・使用方法等のノウハウが共有されることが期待。もうひとつは、消費者への取組の見える化。専門的なことを見える化しても、消費者マインドに影響を及ぼすのかは疑問。これらの目的をどう両立させるのかは検討すべき。
- ・ 自主宣言の要件について、すべてを生産者に委ねるのではなく、最低限遵守すべき取組を義務付け衛生水準の底上げを図ってはどうか。また、補助事業の採択につながることは、生産者のメリットになるのでよい。
- ・ 食鳥処理場の HACCP 義務化を踏まえると、食鳥処理事業者が HACCP に取組むことのみではなく、自主宣言の要件をさらに具体的に検討することが重要。
- ・ 食鳥処理場における HACCP では、鶏肉は加熱して摂取するため、カンピロバクターは危害分析において管理の対象にはならない。自主宣言では処理場でのカンピロ対策の取組や自主検証などが要件となり得るのではないか。
- ・ 飲食店の場合、鶏肉の加熱は法的に担保されているので自主宣言にはなじまない。
- ・ 自主宣言の対象について、まずは生産者と食鳥処理事業者とし、次に飲食店とすることは理解。他方、関係者の共通理解を深めるため、飲食店を対象とすることも含め全体のスケジュールを示していくべき。
- ・ 消費者に対する自主宣言の認知度向上の取組が重要。
- ・ 生産者の取組内容やその水準に応じて、自主宣言をグレーディングすることができれば、消費者が生産者の取組の水準を認識しやすくなるのではないか。

- ・ 東京都のアンケート調査結果からも、飲食店において誤った認識の者が一定数いることが明らかになっていることから、鶏肉の加熱の必要性などについて、従業員に対する教育は必要。
- ・ 毎年6月7日は世界食品安全の日。SNS の双方機能の活用などにより、ポスターの図案の公募など関係省庁と協働した取組を推進してみてはどうか。